

西予市心をつなぐ手話言語条例(案)

手話は、聞こえない人や聞こえにくい人が気持ちや考えを伝え合うための大切な言語である。手話によって、人と話したり、学んだり、文化を受け継いだりすることができる。手話は、聞こえる人と聞こえない人がお互いを理解するための大切な方法でもある。

本市には、特別支援学校聴覚障がい部門の前身であるろう学校を中心として、手話や聴覚障がいについて学び、理解してきた歴史がある。その思いは今も地域に受け継がれている。私たちは、その思いを受け継ぎながら、誰もが手話に親しみ、安心して手話を使うことができるまちを目指していく。

手話が独自の言語であるという共通した考えのもと、市民、事業者、関係機関、市が力を合わせ、お互いを尊重し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及びその普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、誰もが互いに人格及び個性を尊重し、支え合いながら安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障がいがある者のうち、手話を主な言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話を必要とする人が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提として、全ての市民が互いの人格及び個性を尊重し合い、共に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話への理解の促進及び手話を使用しやすい環境の整備を推進すると

もに、ろう者の自立した日常生活及び地域社会への参加を促進するために必要な施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話及びろう者への理解を深め、ろう者の意思疎通に関する権利を尊重し、共生社会の実現に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に当たり、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策
- (3) 手話による意思疎通を行いやすい環境の整備に関する施策
- (4) 学校教育等の機会を通じた手話への理解促進を支援するための施策
- (5) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (6) 災害時における情報の提供及び意思疎通の支援のための施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項に規定する施策の推進に当たっては、ろう者その他の手話に関わる者及び関係団体との連携を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。